

# 『民泊サービス』を提供する場合の注意喚起リーフレットを作成しました

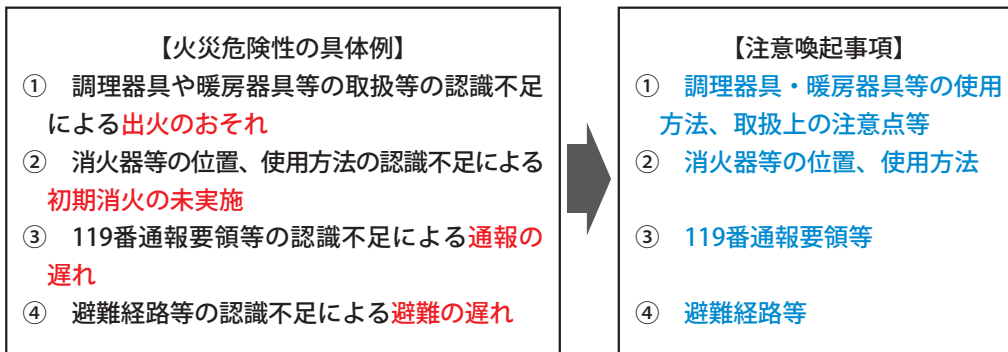
## 予防課

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」のあり方については、厚生労働省及び観光庁が開催する『民泊サービス』のあり方に関する検討会において検討が行われているところです。

「民泊サービス」を提供する場合、建物や設備等に不

案内な方の宿泊が想定されることに伴い、火災危険性に関する注意喚起を適切に実施することが重要となります。

消防庁では、火災危険性に関する注意喚起が円滑に行われるよう、そのポイントを整理したリーフレットを作成しました（平成28年3月30日付事務連絡）。



### 注意喚起リーフレット（抜粋）

#### 民泊サービスを提供する方へ

##### 出火防止対策

出火を防止することは、防火安全対策の基本です。本ページを参考にして施設の状態に応じた出火防止対策を講じるとともに、右ページを参考に利用者への宿泊時の注意事項を作成し、居室内に掲示しましょう。

建物火災の主な出火原因である「コンロ」「ストーブ」「たばこ」に対する**出火防止対策**を講じましょう。

**1 火災使用器具に対する注意喚起**

- コンロ等の調理器具やストーブなどの燃焼器具といった火災使用器具は、適切に取り扱わないと火災に繋がる危険性があります。燃え付きなどの状態を確認し、燃え付きや不具合を取り除く事や注意事項を具体的に示し、注意喚起しましょう。
- ※器具に火災使用器具を修理するときは、安全確認が確認されたら戻しましょう。

**2 喫煙ルールを徹底**

たばこの平燃れにより火災に繋がる危険性があります。喫煙の可否や喫煙のルールなどを厳格に守りましょう。

- 室内禁煙、ペロン禁煙禁止
- ペロンでの喫煙禁止
- 喫煙済みの入ったものを使用
- 喫煙済みのタバコを燃やさない

**3 消火器などの設置場所と使用方法の説明**

火災発生時には、消火器による初期消火が重要です。宿泊前に、既利用者や新しい利用者へ設置場所と使用方法を説明できるように説明しましょう。また、室内消火栓設置が設置されている場合は、その使用方法も説明しましょう。必ず事前に初期消火を行えよう、施設に消火器などを整備しましょう。

#### 民泊サービスを利用する方へ

##### 宿泊時の注意事項

出火防止対策にご協力をお願いします。

**1 コンロ・ストーブ等の使用方法・取り扱い上の注意点**

備え付けの器具や鍋などの調理用品以外のご使用はご遠慮ください！

**注意**

- 火気が多く燃えています。直視が怖い場合は必ず、使用方法が明確な備え付けの調理用品にご確認ください。
- 必ず取り扱った後、消火器を確認してください。
- ストーブの近くには燃えやすいものを置かないでください。

**2 喫煙ルールを守りましょう**

喫煙可の場合の例

**注意**

たばこの灰や煙が入った容器を置いてください。喫煙済みのタバコを燃やさないでください。

禁煙の場合の例

**禁煙**

**3 消火器の使用方法**

**注意**

火災発生時、すぐに初期消火ができます。消火器の使用方法を確認しましょう。消火器が天井に設置されている場合は、初期消火をあきらめずに避難してください。

問い合わせ先  
 消防庁予防課企画調整係 桐原  
 TEL: 03-5253-7523